奈良国際日本語学校 学則

第１章 総 則

第１条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、国際化が進む社会の中にあって、日本の文化を理解し、その習慣を身につけて、国際社会で信頼され得る人材の育成を図る。そして、個々の望む専門分野で、社会の発展に寄与できるように、教育の当面の目標を、主に日本の専門学校等の高等教育機関への進学と定める。

第２条 本学は、奈良国際日本語学校という。

第３条 本学は、奈良県大和高田市本郷町２番 37 号に置く。

第２章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

第４条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修学期間	収容定員	クラス数	備考
午前部	進学１年６か月コース	１年６か月	20 人	1 ｸﾗｽ	10 月生 … 20 人
	進学２年コース	２年	80 人	4 ｸﾗｽ	4 月生 … 80 人
	小計		100 人	5 ｸﾗｽ	4 月生 … 80 人 10 月生 … 20 人
午後部	進学１年６か月コース	１年６か月	20 人	1 ｸﾗｽ	10 月生 … 20 人
	進学２年コース	２年	60 人	3 ｸﾗｽ	4 月生 … 60 人
	小計		80 人	4 ｸﾗｽ	4 月生 … 60 人 10 月生 … 20 人
計			180 人	9 ｸﾗｽ	

第５条 本学のコースは、原則として４月及び 10 月に始まり、３月に終わる。

２ 始期の如何に関わらず始期の翌年３月までを第１学年度とし、始期の翌年４月から翌々年３月までを第２学年度とする。

３ 学年度の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第１学期 ４月１日から９月 30 日まで

(2) 第２学期 10 月１日から３月 31 日まで

第６条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 夏季休業（7 月 31 日から 9 月 1 日まで）

(5) 秋季休業（10 月 1 日から 10 月 7 日まで）

(6) 冬季休業（12 月 21 日から 1 月 5 日まで）

(7) 春季休業（３月 24 日から 3 月 31 日まで）

２ 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

３ 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第７条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第３章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

第８条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の１単位時間は、45 分とする。

(1) 進学１年６か月コース

主に日本の専門学校への進学を目標の進路として日本語能力試験 N2 レベルの日本語能力の習得とを自立学習能力の素地の確立を目指す。

授業科目	内　　容	週当たり授業時間数
総合日本語	初級～中上級レベルの文型・表現・応用会話、協働学習	9 時間（60 週）
文字・語彙	初級～中上級レベルの文字・語彙・漢字 1500	1 時間（60 週）
文法	日本語能力試験 N5～2 レベル文法問題	1 時間（60 週）
聴解	日本留学試験、日本語能力試験 N5～2 レベル聴解練習	3 時間（60 週）
読解	初級～中上級レベル読解、読解問題練習、新聞等抜粋文読解	4 時間（60 週）
作文	初級～中上級レベル作文、小論文・記述問題対策、発表文原稿	2 時間（60 週）

(2) 進学２年コース

将来の日本社会での就労活動を見据えた専門教育を受けるための専門学校への進学を前提として日本語能力試験 N2 合格と、主体的に日本語学習を進められる自立学習能力を身につける。

総合日本語	初級～上級レベルの文型・表現・応用会話、協働学習	9 時間（80 週）
文字・語彙	初級～上級レベルの文字・語彙・漢字 2000 字	1 時間（80 週）
文法	日本語能力試験 N5～1 レベル文法問題	1 時間（80 週）
聴解	日本留学試験、日本語能力試験 N5～1 レベル聴解練習、TV 録画物等視聴	3 時間（80 週）
読解	初級～上級レベル読解、読解問題練習、新聞等抜粋文読解	4 時間（80 週）
作文	初級～上級レベル作文、発表文原稿小論文・記述問題対策、発表練習	2 時間（80 週）

第９条 学習の評価は、試験成績、出席状況、課題提出等を総合して決定し、6 段階評価とする。

第１０条 本学に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員 4 人以上（うち専任２人以上）

(4) 生活指導担当者 1 人以上（うち専任１人以上）

(5) 事務職員 2 人以上（うち専任１人以上）

２ 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

３ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

第１１条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) １２年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 年齢が１８歳以上の者

(3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(4) 信頼のおける保証人を有する者

第１２条 本学への入学は年 2 回とし、その時期は、4 月及び 10 月とする。

第１３条 本学への入学手続は、次のとおりとする。
(1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第１９条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
(2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
(3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第１９条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

第１４条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、７日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
２ 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

第１５条 転学、退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第１６条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第９条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
２ 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

第１７条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

第１８条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
２ 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の３種とする。
３ 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当な理由がなく出席が常でない者
(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

第１９条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。（消費税別）

(1) 入学検定料 20,000 円
(2) 入 学 金 100,000 円
(3) 授 業 料 600,000 円（年額）
(4) 教材・諸活動及び設備費　95,000 円(年額)

第２０条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
２ 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
３ 特別の事由がある場合、第１項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第２１条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を１カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

第２２条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第6章 雑 則

第２３条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

第２４条 健康診断は、毎年１回、別に定めるところにより実施する。

第２５条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則
この学則は、令和７年 4 月１日から施行する。

日本語教育機関規則第 6 章雑則の別に定める事項

第 23 条の寄宿舎に関しては、設置母体の当センターが所有する留学生宿舎を使用する。
ただし、空きがない場合は近隣施設を準備する。

第 24 条の健康診断については、毎年 1 回、平成記念病院を指定病院とし実施する。

第 25 条の学則の細則については、当該事業の許認可の関係機関の承認が必要な場合は、それを得て校長が定める。